

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成30年11月12日

【四半期会計期間】 第65期第2四半期(自 平成30年7月1日 至 平成30年9月30日)

【会社名】 株式会社フレンドリー

【英訳名】 FRIENDLY CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 小野哲矢

【本店の所在の場所】 大阪府大東市寺川三丁目12番1号

【電話番号】 072 874 2747

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長兼経営管理部長 小椋知己

【最寄りの連絡場所】 大阪府大東市寺川三丁目12番1号

【電話番号】 072 874 2747

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長兼経営管理部長 小椋知己

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第64期 第2四半期 累計期間	第65期 第2四半期 累計期間	第64期
会計期間	自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日	自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日	自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日
売上高 (千円)	3,678,196	3,494,716	7,250,427
経常損失() (千円)	4,976	63,633	96,293
当期純利益又は四半期純 損失() (千円)	41,110	106,586	37,519
持分法を適用した 場合の投資利益 (千円)			
資本金 (千円)	4,175,062	4,675,398	4,175,062
発行済株式総数 (株)			
普通株式	13,599,281	28,556,995	13,599,281
A種優先株式	1	1	1
純資産額 (千円)	994,536	1,967,767	1,069,881
総資産額 (千円)	4,719,188	3,800,434	3,984,965
1株当たり当期純利益金 額又は1株当たり四半期 純損失金額() (円)	33.25	45.60	21.76
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)			20.05
1株当たり配当額 (円)			
普通株式			
A種優先株式			
自己資本比率 (%)	21.1	51.8	26.8
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	27,117	112,794	77,969
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	14,507	15,455	669,758
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	85	631	751,323
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)	641,066	468,311	595,930

回次	第64期 第2四半期 会計期間	第65期 第2四半期 会計期間
会計期間	自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日	自 平成30年7月1日 至 平成30年9月30日
1株当たり四半期純損失金額() (円)	25.12	32.39

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成していませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載していません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれていません。
- 3 持分法を適用すべき関連会社はありません。
- 4 第64期第2四半期累計期間及び第65期第2四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であるため記載していません。
- 5 当社は、平成30年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。前事業年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益金額、1株当たり四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

2 【事業の内容】

当第2四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

なお、平成30年6月12日付「株式会社ジョイフルによる当社普通株式に対する公開買付けの結果、並びに親会社及び主要株主である筆頭株主の異動のお知らせ」のとおり、平成30年6月15日をもって、株式会社ジョイフルは当社の親会社及び主要株主である筆頭株主となりました。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

当社は、前期において13期ぶりの当期純利益を計上しましたが、平成23年2月より取引金融機関に対して借入金の返済猶予を要請している状況にあることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当該状況を解消するための施策については、「2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 2. 事業等のリスクに記載した重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策」に記載しております。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

当社において開示対象となる報告セグメントは、フードサービス事業の単一事業であるため、業態区分別に記載しております。

1. 提出会社の代表者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容

(1) 経営成績の分析

当第2四半期累計期間におけるわが国経済は、海外経済が緩やかな成長を続けるもとで、設備投資・生産面の増加の動きや政府の経済対策、日銀の金融政策を背景に、雇用・所得環境が改善する中、個人消費の持ち直しの動きが見られるなど、緩やかに景気が拡大する状況で推移いたしました。

当外食業界においては、雇用・所得環境の改善等に伴い消費者マインドに持ち直しの動きが見られるものの、労働力不足による人件費の更なる上昇や通商問題の動向による世界経済の先行き不透明感の高まりなど、依然として厳しい経営環境が続いております。

このような環境のもと、当社におきましては黒字体質への転換を早期に果たすべく、集客力の改善、コストの適正化に取り組みました。

集客力の改善では、Q S C (Quality: 良い品質。Service: 良いサービス。Cleanliness: 清潔な環境。)の強化に取り組みました。同時に「中価格・高品質」・「旨い・綺麗・安心」を商品創作の基本方針とし、ファミリーレストラン フレンドリーでは「リプステーキフェア」、産直鮮魚と寿司・炉端 源пейでは「天然本まぐるフェア」、海鮮うまいもんや マルヤス水軍では「鰻と夏野菜祭り」、釜揚げ讃岐うどん 香の川製麺では「冷ぶっかけユーリンチーうどん」等を実施し、商品開発と既存商品のブラッシュアップに取り組みました。

なお、食の安全・衛生管理につきましては、引き続き「フレンドリー品質基準」の構築と衛生管理・検査体制を確立し、厳格に運用しております。

コスト削減では、食材原価や販売費および一般管理費の見直しによる適正化を行い、更なるコスト低減に取り組みました。

また、当第2四半期会計期間末の店舗数は、前期末から変わらず、75店舗（前年同期比1店舗の減少）となりました。

業態別には、「産直鮮魚と寿司・炉端 源пей」18店舗、「海鮮うまいもんや マルヤス水軍」16店舗、「釜揚げ讃岐うどん 香の川製麺」14店舗、「ファミリーレストラン フレンドリー」9店舗、「和み料理と味わいの酒 つくしんぼう」9店舗、「カフェレストラン ゴッツ」4店舗、「新・酒場 なじみ野」4店舗、「フレッシュフレンドリー」1店舗となっております。

これらの結果、当第2四半期累計期間の業績は、売上高は3,494百万円（前年同期比183百万円の減少）、営業損失は62百万円（前年同期は営業損失12百万円）、経常損失は63百万円（前年同期は経常損失4百万円）、四半期純損失は106百万円（前年同期は四半期純損失41百万円）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第2四半期会計期間末における総資産は、3,800百万円で前事業年度末比184百万円の減少となりました。主な要因は、現金及び預金の減少127百万円、建物（純額）の減少32百万円、売掛金の減少19百万円等によるものです。負債合計は1,832百万円で前事業年度末比1,082百万円の減少となりました。主な要因は、社債の減少1,000百万円、長期借入金の減少930百万円、1年内返済予定の長期借入金の増加930百万円等によるものです。純資産は資本金及び資本準備金の増加等により前事業年度末比897百万円増加し、1,967百万円となりました。この結果、当第2四半期会計期間末の自己資本比率は、前事業年度末比25.0ポイント上昇し、51.8%となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

当第2四半期会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、前事業年度末比127百万円減少し、468百万円となりました。

当第2四半期における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動による資金の収支は、減価償却費62百万円、その他の収入39百万円等の増加要因に対し、税引前四半期純損失94百万円、未払消費税等の減少額53百万円等の減少要因により、112百万円の減少（前年同期は27百万円の収入）となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動による資金の収支は、差入保証金の回収による収入7百万円等の増加要因に対し、有形固定資産の取得による支出23百万円等の減少要因により、15百万円の減少（前年同期は、14百万円の収入）となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動による資金の収支は、新株予約権の行使による株式の発行による収入0百万円の増加要因により、0百万円の増加（前年同期は、0百万円の減少）となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期累計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

特記すべき事項はありません。

2. 事業等のリスクに記載した重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策

当社は、前期において13期ぶりの当期純利益を計上しましたが、平成23年2月より取引金融機関に対して借入金の返済猶予を要請している状況にあることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当該状況を解消すべく、当社におきましては黒字体質への転換を早期に果たすべく、集客力の改善、コストの適正化に取組み、業績改善を図っております。

また、当社は取引金融機関に対する平成31年9月末までの金融債権元本の弁済猶予を受けております。

さらに、平成30年5月12日に公表いたしました「株式会社ジョイフルによる当社普通株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」の通り、当社及び株式会社ジョイフルの外食事業に関する経験及びノウハウを結集・融合することで、商品開発、仕入れ、製造・加工、物流、店舗開発等において、競争力のある企業グループを形成する計画を実行中であります。

当社として、これらの施策の実行により、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

3 【経営上の重要な契約等】

特記すべき事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	61,800,000
A種優先株式	1
計	61,800,000

(注) 1 「発行可能株式総数」の欄には、株式の種類ごとの発行可能種類株式総数を記載し、計の欄には、定款に規定されている発行可能株式総数を記載しております。

- 2 平成30年6月22日開催の第64回定時株主総会において、当社普通株式について、10株を1株の割合で併合する株式併合及び定款の一部変更に関する議案が承認可決されました。これにより、株式併合及び定款の一部変更の効力発生日(平成30年10月1日)をもって発行可能株式総数は61,800,000株から6,180,000株に変更となっております。

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成30年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成30年11月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	28,556,995	2,855,699	東京証券取引所 (市場第二部)	単元株式数は100株であります。 (注)1
A種優先株式	1	1		(注)2,3
計	28,556,996	2,855,700		

(注) 1 平成30年6月22日開催の第64回定時株主総会の決議により、平成30年10月1日付で株式併合(10株を1株に併合)及び単元株式数の変更(1,000株から100株に変更)を行っております。これにより提出日現在の発行株式総数は25,701,296株減少し、2,855,699株になっております。

- 2 A種優先株式は、現物出資(債務の株式化 400,000千円)によって発行されたものであります。

- 3 A種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 単元株式数は1株であります。

(2) 優先配当金

優先配当金

ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載されたA種優先株式の株主(以下「A種優先株主」という。)又はA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」という。)に対して、基準日の最終の株主名簿に記載された普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)及び普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種優先株式1株につき、に定める額の配当金(以下「A種優先配当金」という。)を金銭にて支払う。但し、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度中の日かつ当該剰余金の配当の基準日よりも前の日を基準日としてA種優先配当金の配当をしたときは、その額を控除した金額とする。

優先配当金の額

A種優先株式1株あたりのA種優先配当金の額は、A種優先株式1株あたりの払込金額に年率2.0%を乗じて算出した金額(当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日(但し、当該剰余金の配当の基準日が平成27年3月31日に終了する事業年度に属する場合は、給付期日とする。)(いずれも同日を含む。))から当該剰余金の配当の基準日(同日を含む。))までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額とし、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。)とする。

累積条項

ある事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払う1株あたりの剰余金の配当の総額が、当該事業年度の末日を基準日とするA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積する。累積した不足額(以下「A種累積未払配当金」という。)については、当該翌事業年度以降、A種優先配当金並びに普通株主及び普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して配当する。

非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金を超えて配当は行わない。

(3) 残余財産の分配

残余財産の分配額

当社は、当社の解散に際して残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、A種優先株式1株あたり下記に定める金額（以下「A種残余財産分配額」という。）を普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、支払う。A種残余財産分配額は、A種優先株式1株あたり、(i)400,000,000円、()解散日におけるA種累積未払配当金相当額及び()400,000,000円に、解散日が属する事業年度の初日（但し、当該事業年度中の日を基準日としてA種優先配当金が支払われている場合には、当該基準日のうち最終の基準日の翌日）（いずれも同日を含む。）から解散日の前日（同日を含む。）までの期間に対して年率2.0%の利率で計算される金額（かかる期間の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。）の和とする。

非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 議決権

A種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(5) 種類株主総会の議決権

当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(6) 優先株式の併合又は分割、募集新株の割当てを受ける権利等

当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。当社は、A種優先株主に対して、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当て又は新株予約権無償割当ては行わない。

(7) 優先株式の金銭対価の取得条項

当社は、A種優先株式発行後いつでも、当社の取締役会決議に基づき、A種優先株式1株につき、下記に定める金額（以下「A種優先株式強制償還請求価額」という。）の金銭の交付と引換えに、A種優先株式の発行後に当社が別途取締役会の決議で定める一定の日（以下「取得日」という。）に、A種優先株式を取得することができる。「A種優先株式強制償還請求価額」は、A種優先株式1株あたり、(i)400,000,000円、()取得日におけるA種累積未払配当金相当額及び()400,000,000円に取得日が属する事業年度の初日（但し、当該事業年度中の日を基準日としてA種優先配当金が支払われている場合には、当該基準日のうち最終の基準日の翌日）（いずれも同日を含む。）から取得日の前日（同日を含む。）までの期間に対して年率2.0%の利率で計算される金額（かかる期間の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。）の和とする。

(8) 優先株式の金銭対価の取得請求権

A種優先株主は、平成41年10月1日以降いつでも、A種優先株式償還請求が効力を生じた日（以下「A種優先株式取得請求日」という。）に、A種優先株式取得請求日における分配可能額（会社法第461条第2項に定めるものをいう。以下同じ。）を限度として法令上可能な範囲で、A種優先株式1株につき、下記に定める金額（以下「A種優先株式償還請求価額」という。）の金銭を交付するのと引換えに、A種優先株式の取得を、当社に対して請求することができる。かかる取得請求がなされた場合、当社は、A種優先株式取得請求日に、A種優先株主に対して、取得するA種優先株式1株につきA種優先株式償還請求価額を交付する。なお、A種優先株主は、A種優先株式取得請求日における分配可能額を超えて、A種優先株式の取得を請求することができない。「A種優先株式償還請求価額」は、A種優先株式1株あたり、(i)400,000,000円、()A種優先株式取得請求日におけるA種累積未払配当金相当額及び()400,000,000円にA種優先株式取得請求日が属する事業年度の初日（但し、当該事業年度中の日を基準日としてA種優先配当金が支払われている場合には、当該基準日のうち最終の基準日の翌日）（いずれも同日を含む。）からA種優先株式取得請求日の前日（同日を含む。）までの期間に対して年率2.0%の利率で計算される金額（かかる期間の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。）の和とする。

(9) 優先株式の譲渡の制限

譲渡によるA種優先株式の取得については、当社の取締役会の承認を要する。

(10) 種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしていない。

(11) 議決権を有しないこととしている理由

資本増強にあたり、既存株主への影響を考慮したためである。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成30年9月30日		普通株式 28,556,995 A種優先株式 1		4,675,398		3,055,867

(注) 平成30年6月22日開催の第64回定時株主総会の決議により、平成30年10月1日付で株式併合(10株を1株に併合)及び単元株式数の変更(1,000株から100株に変更)を行っております。これにより提出日現在の発行済株式総数は25,701,296株減少し、2,855,699株になっております。

(5) 【大株主の状況】

平成30年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社ジョイフル	大分市三川新町1丁目1番45号	14,957	52.44
株式会社きずな	大阪市天王寺区真法院町23番20号	2,917	10.22
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海一丁目8番11号	656	2.29
アサヒビール株式会社	東京都墨田区吾妻橋一丁目23番1号	500	1.75
株式会社りそな銀行	大阪市中央区備後町二丁目2番1号	442	1.54
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	255	0.89
サントリー酒類株式会社	東京都港区台場二丁目3番3号	200	0.70
重里育孝	大阪市天王寺区	184	0.64
三菱食品株式会社	東京都大田区平和島6丁目1番1号	142	0.49
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	126	0.44
計		20,380	71.45

(注) 1 発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式の割合は、小数点以下第3位を切り捨てて表示しております。

2 上記日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社の所有株式数は総て信託業務に係る株式数であります。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成30年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 1		(注)1
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 33,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 28,476,000	28,476	
単元未満株式	普通株式 47,995		(注)2
発行済株式総数	28,556,995		
総株主の議決権		28,476	

(注)1 . A種優先株式の内容は、「1株式等の状況 (1)株式の総数等 発行済株式」(注)に記載しております。
2 . 「単元未満株式」欄には、当社所有の自己保有株式737株が含まれております。

【自己株式等】

平成30年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社フレンドリー	大阪府大東市寺川 三丁目12番1号	33,000		33,000	0.12
計		33,000		33,000	0.12

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期会計期間(平成30年7月1日から平成30年9月30日まで)及び第2四半期累計期間(平成30年4月1日から平成30年9月30日まで)に係る四半期財務諸表について、仰星監査法人により四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当第2四半期会計期間 (平成30年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	599,930	472,311
売掛金	72,821	53,335
商品	39,859	42,226
貯蔵品	1,064	1,064
前払費用	51,604	48,243
その他	15,313	11,645
貸倒引当金	82	82
流動資産合計	780,512	628,744
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	615,441	582,746
土地	1,467,515	1,467,515
その他（純額）	101,826	110,675
有形固定資産合計	2,184,784	2,160,937
無形固定資産	31,203	27,074
投資その他の資産		
投資有価証券	102,848	107,072
差入保証金	874,427	866,676
その他	12,969	11,688
貸倒引当金	1,780	1,760
投資その他の資産合計	988,465	983,677
固定資産合計	3,204,453	3,171,689
資産合計	3,984,965	3,800,434

(単位：千円)

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当第2四半期会計期間 (平成30年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	214,543	179,442
1年内返済予定の長期借入金	-	930,852
未払金	242,003	259,925
未払法人税等	59,619	49,324
その他	97,242	41,492
流動負債合計	613,408	1,461,036
固定負債		
社債	1,000,000	-
長期借入金	930,852	-
繰延税金負債	17,096	17,206
再評価に係る繰延税金負債	59,389	59,389
資産除去債務	275,247	275,944
その他	19,090	19,090
固定負債合計	2,301,675	371,630
負債合計	2,915,084	1,832,666
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,175,062	4,675,398
資本剰余金	3,258,146	3,758,482
利益剰余金	5,278,948	5,385,535
自己株式	13,869	13,910
株主資本合計	2,140,390	3,034,434
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	33,210	37,053
土地再評価差額金	1,103,719	1,103,719
評価・換算差額等合計	1,070,508	1,066,666
純資産合計	1,069,881	1,967,767
負債純資産合計	3,984,965	3,800,434

(2) 【四半期損益計算書】
【第2四半期累計期間】

	(単位：千円)	
	前第2四半期累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年9月30日)
売上高	3,678,196	3,494,716
売上原価	1,105,963	1,043,613
売上総利益	2,572,232	2,451,103
販売費及び一般管理費	2,584,524	2,513,256
営業損失()	12,292	62,152
営業外収益		
受取利息	829	668
受取配当金	1,299	1,422
受取家賃	50,155	24,360
設備賃貸料	12,654	12,903
その他	2,846	2,534
営業外収益合計	67,785	41,889
営業外費用		
支払利息	36,698	14,188
賃貸費用	17,654	14,346
設備賃貸費用	4,639	5,435
その他	1,476	9,399
営業外費用合計	60,469	43,369
経常損失()	4,976	63,633
特別損失		
固定資産除却損	535	684
減損損失	12,253	-
店舗閉鎖損失引当金繰入額	10,685	-
災害による損失	-	29,934
特別損失合計	23,473	30,618
税引前四半期純損失()	28,450	94,252
法人税、住民税及び事業税	13,017	12,607
法人税等調整額	356	272
法人税等合計	12,660	12,334
四半期純損失()	41,110	106,586

(3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純損失()	28,450	94,252
減価償却費	65,748	62,732
減損損失	12,253	-
店舗閉鎖損失引当金の増減額(は減少)	10,685	-
貸倒引当金の増減額(は減少)	110	20
受取利息及び受取配当金	2,128	2,090
支払利息	36,698	14,188
有形固定資産除売却損益(は益)	535	101
その他の損益(は益)	43,233	9,919
売上債権の増減額(は増加)	12,020	19,485
たな卸資産の増減額(は増加)	387	2,366
仕入債務の増減額(は減少)	18,730	35,100
未払消費税等の増減額(は減少)	37,056	53,509
その他の資産の増減額(は増加)	1,557	8,643
その他の負債の増減額(は減少)	35,060	6,863
小計	49,230	85,244
利息及び配当金の受取額	1,315	1,455
その他の収入	63,920	39,798
利息の支払額	36,350	14,136
その他の支出	24,303	29,181
法人税等の支払額	27,086	25,485
法人税等の還付額	392	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	27,117	112,794
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	25,805	23,333
貸付けによる支出	1,090	-
貸付金の回収による収入	507	1,053
差入保証金の回収による収入	41,220	7,000
資産除去債務の履行による支出	165	-
その他の支出	160	175
投資活動によるキャッシュ・フロー	14,507	15,455
財務活動によるキャッシュ・フロー		
新株予約権の行使による株式の発行による収入	-	672
自己株式の取得による支出	85	41
財務活動によるキャッシュ・フロー	85	631
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	41,539	127,619
現金及び現金同等物の期首残高	599,526	595,930
現金及び現金同等物の期末残高	641,066	468,311

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(四半期損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前第2四半期累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年9月30日)
雑給	870,785千円	857,526千円
賃借料	490,599	478,717
減価償却費	63,482	62,395

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前第2四半期累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年9月30日)
現金及び預金	641,066千円	472,311千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	-千円	4,000千円
現金及び現金同等物	641,066千円	468,311千円

(株主資本等関係)

前第2四半期累計期間(自平成29年4月1日至平成29年9月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

当第2四半期累計期間(自平成30年4月1日至平成30年9月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

当第2四半期累計期間において、無担保転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権が行使されたことにより、発行済株式総数が14,957,714株、資本金が500,335千円及び資本準備金が500,335千円増加し、当第2四半期会計期間末において資本金が4,675,398千円、資本剰余金が3,758,482千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、フードサービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

項目	前第2四半期累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年9月30日)
1株当たり四半期純損失金額()	33円25銭	45円60銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失金額()(千円)	41,110	106,586
普通株主に帰属しない金額(千円)	4,000	4,000
(うち優先配当額(千円))	(4,000)	(4,000)
普通株式に係る四半期純損失金額()(千円)	45,110	110,586
普通株式の期中平均株式数(株)	1,356,718	2,424,974

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

2 当社は、平成30年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。前事業年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり四半期純損失金額を算定しております。

(重要な後発事象)

(単元株式数の変更及び株式併合)

当社は、平成30年5月12日開催の取締役会において、単元株式数の変更及び定款の一部変更について決議するとともに、平成30年6月22日開催の第64回定時株主総会に、株式併合に係る議案を付議することを決議し、同株主総会において承認可決され、平成30年10月1日でその効力が発生しております。

1. 単元株式数の変更及び株式併合の目的

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、平成30年10月1日までにすべての国内上場会社の普通株式の売買単위를100株に統一することを目指しておりました。当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更するとともに、中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整するため、株式併合を実施するものであります。

2. 単元株式数の変更の内容

平成30年10月1日をもって、普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更しました。

3. 株式併合の内容

(1) 併合する株式の種類

普通株式

(2) 併合の方法・割合

平成30年10月1日をもって、同年9月30日(実質上、同年9月28日)現在の株主名簿に記録された株主の所有株式数10株につき1株の割合で併合いたしました。

(3) 併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数(平成30年9月30日現在)	28,556,995株
併合により減少する株式数	25,701,296株
併合後の発行済株式総数	2,855,699株

(4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主に対し、端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 効力発生日における発行可能株式総数

本株式併合による発行済株式総数の変更に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、効力発生日(平成30年10月1日)をもって、株式併合の割合と同じ割合(10分の1)で発行可能株式総数を減少いたしました。

変更前の発行可能株式総数	変更後の発行可能株式総数(平成30年10月1日付)
61,800,000株	6,180,000株

4. 単元株式数の変更及び株式併合の日程

取締役会決議日	平成30年5月12日
定時株主総会決議日	平成30年6月22日
単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日	平成30年10月1日

上記のとおり、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日は平成30年10月1日ではありますが、株式売買後の振替手続きの関係により、東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更された日は平成30年9月27日となります。

5. 1株当たり情報に及ぼす影響

1株当たり情報に及ぼす影響については、当該箇所に記載しております。

(資本金の額の減少)

当社は、平成30年10月11日開催の取締役会において、平成30年12月18日開催予定の臨時株主総会に、下記のとおり資本金の額の減少について付議することを決議いたしました。

1. 資本金の額の減少について

(1) 資本金の額の減少の目的

資本政策の柔軟性、機動性を確保するために、会社法447条第1項及び会社法448条第1項の規定に基づき、資本金の額の減少を行うことといたしました。

(2) 資本金の額の減少の要領

減少する資本金の額

資本金4,675,398,590円のうち4,575,398,590円を減少し、100,000,000円とします。

資本金の額は平成30年9月30日現在の金額であります。

資本金の額の減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額の全額を、その他資本剰余金に振替えることといたします。

(3) 資本金の額の減少の日程

取締役会決議日	平成30年10月11日
臨時株主総会決議日(予定)	平成30年12月18日
債権者異議申述最終期日(予定)	平成31年1月18日
効力発生日(予定)	平成31年1月19日

2 【その他】

第65期(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)中間配当については、平成30年11月9日開催の取締役会において、これを行わない旨を決議いたしました。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年11月12日

株式会社フレンドリー
取締役会 御中

仰星監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 高 田 篤 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 許 仁 九 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社フレンドリーの平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第65期事業年度の第2四半期会計期間(平成30年7月1日から平成30年9月30日まで)及び第2四半期累計期間(平成30年4月1日から平成30年9月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社フレンドリーの平成30年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。